

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十八年十月二十八日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十七号

定期監査の結果に関する報告の公表
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表
(監査委員) (同) (同) (同)

九五一
ページ

平成二十八年十月二十八日

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員
岐阜県監査委員 杉 藤 山 小 水
岐阜県監査委員 山 本 原 野 正
岐阜県監査委員 祐 良 敏 子 寛 泉 尚 敏

監査委員告示
目 次

報 告 書

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数	監査結果件数			
		指導あり	指導あり	指導事項	指導事項
知事直轄	—	—	—	—	—
総務部	2	0	0	1	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—	—
健康福祉部	—	—	—	—	—
商工労働部	1	0	0	2	0
農政部	1	0	0	0	0
林政部	—	—	—	—	—
県土整備部	4	3	1	5	3
都市建築部	2	0	1	2	0
県事務所	2	2	0	2	0
教育委員会	4	0	1	1	0
警察本部	3	2	2	10	2
その他	2	0	0	0	0
合計	21	7	5	23	7
(注)					

第2 監査結果

監査の結果、10機関において、7件の指摘事項及び7件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善を求める事項

・指摘事項
・指導事項
・検討事項
結果として本庁及び本部の所管課に對し是正若しくは改善を求める事項
是正又は改善を求める事項
所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁及び本部の所管課に對し是正若しくは改善を求める事項
監査実施機関数と「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、当月監査未実施を示す。

1 総務部 (2機関)	実施機関名	実施年月日
財政課	平成28年9月16日	

【監査の結果】特に指摘及び指導する事項はなかった。また、本庁の所管課に對し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容	
		検討事項	答
産業技術課		県立職業能力開発校(国際たくみアカデミー及び木工芸術スクール)の入校料の免除手続について、免除決定の通知が遅れたことにより、入校金の一部が収入未済となつたうえで翌年度へ繰り越されたものがあったので、「岐阜県立職業能力開発校受業料等の免除等に関する要綱」等の見直しにより再発防止策を検討されたい。	
		検討事項 芸術スクールの寄宿舎入寮生の光熱水費の徴収について、「岐阜県立職業能力開発校寄宿舎共益費徴収要領」に基づき入寮生一人当たり月額300円を共益費として定めて徴収し、県の歳入(雑入)に計上している。 しかし、共益費の額が利用実態に見合った設定となつてないために寄宿舎の光熱水費を県が過分に負担していることから、共益費の額の設定について、受益者負担の原則に基づいた見直しを検討されたい。	

【監査の結果】特に指摘及び指導する事項はなかった。また、本庁の所管課に對し、次の事項について検討を求めた。

機 門 名	区 分	内 容
法務・情報公開課	検討事項 人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱っていたり、特定個人情報を取り扱ったにもかわらず「特定個人	

3 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東濃農林事務所	平成28年9月8日

【監査の結果】特に指摘及び指導する事項はなかった。

人情報取扱記録簿」に記録がなかつたりするなどの事案が複数の所属で見受けられた。
これが想定されるため、特定個人情報の漏えい等の事故防止の観点から、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に基いた適正管理を各所属に周知徹底することとも、管理の状況について定期又は隨時に監査を行い、その結果を情報共有するなど、各所属における安全管理措置が確實に実施されるよう対策を講じられたい。

また、特定個人情報の対象者の範囲が変動する場合の「特定個人情報取扱記録簿」の作成方法及び「特定個人情報取扱記録簿」に複数名分を一括記載した場合の処理結果について、所属によって適時に行わるべいない事案も散見されたことから、それらの基本的な取扱方法を示すなど、多数の特定個人情報を同時に取り扱う場合であっても組織的な管理制度を同時に取り扱う場合であっても組織的な管理制度を確実に実施されるよう必要な対策を講じられたい。

4

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建設政策課	平成28年9月2日	美濃土木事務所	平成28年9月15日
多治見土木事務所	平成28年9月12日	恵那土木事務所	平成28年9月5日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
美濃土木事務所	指摘事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として86,378円の費用負担が発生していたので、道路ペトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
多治見土木事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

内

機 関 名	区 分	内 容
多治見土木事務所	指導事項	384,000円の費用負担が発生していたので、道路ペトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

内

機 門 名	区 分	内 容
用地課	検討事項	県土整備部では、用地取得に伴う特定個人情報に係る管理事務を行うにあたり、路線ごと又は事業ごとに特定個人情報取扱記録簿で管理することとしているが、取得期間が長期にわたる可能性があることから、「県土整備部の用地取得に伴う個人番号関係事務取扱要綱」を定め、地権者一人ひとりの取扱状況を管理できるよう、「特定個人情報取扱記録簿」を補完するものとして補助台帳様式を定めている。しかし、補助台帳様式には個人情報管理者（所属長）等の確認欄が設けられていないため、結果として長期間、所属として適正な管理が行われないおそれがある。

用地取扱事務において、地権者ごとの個人番号の取扱状況を補助台帳で管理するのであれば、個人情報管理者（所属長）等複数人によるチェック機能が確保される補助台帳様式に改正するなど組織的な管理制度が確実に実施されるよう対策を講じられたい。

5

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
東濃建築事務所	平成28年9月12日	リニア推進事務所	平成28年9月5日

6

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃県事務所	平成28年9月16日	東濃県事務所	平成28年9月8日

7

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
大垣西高等学校	平成28年9月9日	大垣養老高等学校	平成28年9月9日
恵那南高等学校	平成28年9月6日	大垣特別支援学校	平成28年9月9日

8

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機 門 名	区 分	内 容
東濃建築事務所	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を提供していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

9

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機 門 名	区 分	内 容
東濃県事務所	指導事項	本県では、宅地造成等規制法に基づき、多治見市及び土岐市において、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれがある市街地等を「宅地造成工事規制区域」として昭和40年代から指定している。当該規制区域において、地域住民等への周知のために、県は、平成2年から平成13年にかけて宅地造成工事規制を道路、公園等の公共用地に管理者の立ち会いのうえ設置したが、現存する標識298本にない標識が多く含まれるため、今後の整理方針について検討されたい。

機 関 名 実施機関名	区 分	内 容
大垣養老高等学校	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
警察本部 (3 機関)	実施年月日	実施機関名 実施年月日
岐阜中警察署	平成 28 年 9 月 15 日	多治見警察署 平成 28 年 9 月 12 日
恵那警察署	平成 28 年 9 月 6 日	

【監査の結果】
次のことより指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜中警察署	指導事項	公務中の 3 件の交通事故について、損害賠償金として 347,640 円の費用負担が発生し、また、修繕料 145,756 円（うち相手方負担分 32,121 円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指導事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 432,000 円の費用負担が発生し、また、修繕料 390,852 円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
指導事項	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 2 件の要根事故について、修繕料 176,256 円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
指導事項	指導事項	公務中に誘導した車両を損傷させた 1 件の事故について、損害賠償金として 44,586 円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
指導事項	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、取得した個人番号については「個人番号確認資料管理簿」に記載しながらはならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するともに、今後は適正に処理されたい。
恵那警察署	指導事項	自動車保管場所証明等手数料による収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を報告しているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本部の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名 内 容

広報県民課 検討事項

特定個人情報に係る管理事務において、「個人番号確認資料管理簿」及び「特定個人情報取扱記録簿」に記録することなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

特定個人情報を取り扱う事務は今後一層増加する

これが想定されるため、特定個人情報の漏えい等の事故防止の観点から、「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」に基づいた適正管理を各所属に周知徹底するとともに、管理の状況について定期又は随時に監査を行い、その結果を情報共有するなど、各所属における安全管理、その結果を情報共有するよう対策を講じられたい。

犯罪捜査に関して押収した証拠品等（以下「証拠品」という。）は、犯罪の立証のため重要な資料であり、その押収の継続は所有者等の私法上の権利に關わるものであるため、その取り扱い及び保管には特に慎重を期されねばならないところであるが、保管場所が不足している警察署、あるいは今後不足することが懸念される警察署が散見された。また、保管方法が適切でなかったことにより、証拠品の車両を損傷させた事案も発生していった。

保管場所の不足は、証拠品の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸につながり、証拠価値の低下は、犯罪立証の成否に大きく影響を及ぼすおそれがある。また、証拠品の保管が長期化する傾向にあることから、保管場所の必要な規模について精査するとともに、保管場所のさらなる確保及びその管理方法について検討されたい。

岐阜市内に設置されているペーキング・メーター及びペーキング・チケット差給設備（以下「ペーキング・メータ等」という。）は、交通安全対策（駐車対策）の一環として短時間の駐車需要に応じるため、民間や公共の駐車施設が不足する箇所での違法駐車（路上駐車）に対する防止策として設置された。

ペーキング・チケット差給設備（以下「ペーキング・チケット」）発給設備設置箇所が 15.02% であった。これはペーキング・メーター等が設置されている駐車区画の利用状況は年々低下しており、平成 27 年度の稼働率は、ペーキング・メーター設置箇所が 9.38%、ペーキング・チケット発給設備設置箇所が 15.02% であった。これは 1 駐車区画に対して 1 日に駐車する車が何台あるか（回転率）に換算すると、2 台を下回る状況であった。

また、交通規制課は、ペーキング・メーター等の管理制度及びペーキング・メーター等の利用手数料の収納業務を外部委託しているが、委託業務仕様書に定めている毎日 2 回以上の駐車区画の巡回について、その報告を求めていないなど、委託業務が適正に履行されているか確認できない状況であった。

このペーキング・メーター等については、利用実績が極めて低く、今後も稼働率の低下が避けられない状況にあり、また、委託業務仕様書どおりの履行が確認できぬ状態もあることから、業務委託も含め、ペーキング・メーター等の設置を継続する必要性及び妥当性について検討されたい。

大規模災害により警察本部庁舎が使用不能になつた場合の代替施設として、平成 8 年度に岐阜県警察緊急指揮所（以下「岐阜緊急指揮所」という。）が建設された。一方、「岐阜警察大震災備え実施計画」（以下「実施計画」という。）によれば、警報本部の初動措置として警察本部庁舎が使用不能の場合は、県警備本部を緊急指揮

所に設置することとしたが、緊急指揮所としての運用に必要な機材が十分に整備されておらず、指揮機能を有する施設とは言い難い状況にある。

その後、平成24年度に緊急指揮所の活用方法について検討が行われ、災害時には基幹防災拠点として、他県からの応援部隊の宿泊、装備資機材の保管・備蓄物資の配給等に使用することとし、平時は捜査関係等警察業務の拠点として使用するなど、災害時と平时に分けて活用することとした。

しかし、現在も施設名が「岐阜県警察緊急指揮所」となっていること、関係部署において平成24年度の検討の経緯について十分熟知していなかったことから、緊急指揮所のあり方について実情を踏まえた検討を再度行い、実施計画の見直しや職員への周知徹底を行なうなど、必要な措置を講じられたい。

監査結果報告書第十八回

**地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百九十九条第一項前段の規定による
岐阜県知事等関係機関からの定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたの
で、回復後段の規定による監査の事項を次のとく表わす。**

計数 |十八年十月| |十八回

その他（2機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会中濃地 方事務局	平成28年9月16日	選挙管理委員会東濃地 方事務局	平成28年9月8日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員 水 小 山 謙
岐阜県監査委員 小 山 原 本 正
岐阜県監査委員 杉 野 敏
岐阜県監査委員 藤 美 良
岐阜県監査委員 杉 本 良
岐阜県監査委員 寺 真 寿
岐阜県監査委員 寺 真 子

I 平成27年度及び平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1
平成27年度

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A+B+C
指摘事項	99	99	—	0
指導事項	118	118	—	0
検討事項	10	8	1	1
計	227	225	1	1

2
平成28年度

七
世界

※「今回指置を講じたもの」については、平成28年10月4日までに知事等開示機関から通知があったもの。

(注) 本法は、(1) 水素ガスによる脱水素化、(2) リン酸トリウムによる酸化、(3) リン酸トリウムによる酸化の3段階から成る。

指導事項：是正又は改善を求める事項
検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に
対し是正若しくは改善を求める事項

定期監査の結果に基づき講じた措置

1
平成27年度

(1) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

区分	監査結果 (平成28年9月末現在)	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A+B+C
指摘事項	34	0	6	28
指導事項	55	0	15	40
検討事項	0	—	—	—
計	89	0	21	68

2
平成28年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

る、手数料を定めて申請者から徴収していくが、各府県にばらつきがある。また、現状は無償で差し給っている公的的な事務證明が存在する中で、当該證明書のみを徴収することは不公平感に因る。さらに、犯罪證明についても、そもそも外務省からの要請に基づき、警察官からの指示を受け、全国的に実施している證明書の発給事務であり、その性格上、単に個人の利益のためだけに差し給っているとは言いがたいと説明といえる。

加えて、当県では法律等で手数料の徴収が定められた事務や警察官から全國一律に指示のある事務以外で手数料を徴収している事務はない。

よって、現状では徴収せず、今後の警察官からの指示、情勢の変化等を踏まえ、将来的な徴収について引き続き検討することとした。

これらのことから、受益と負担の公平性を保つため、申請者に一定の負担を求める必要があると考えるので、他の都道府県の費用負担の状況を調査するとともに、本県における手数料の徴収について検討された。

1 平成27年度

(1) 監查結果

警察本部

機関名	監査結果	監査課題	監査結果
県では、海外輸入者等のための犯罪経験者	(他界異常等の発見用担当の状況)	説明書(以下「説明書」という。)の発給	犯行歴等の発見用担当が懲役としている県 を無効で行っている。しかし、当該説明書 は特定の個人の利益又は行為のために必要 となつたものである一方、県には人件費な どの経費が生じている。他の道府県でも 同一の業務を行っているが、確認したとこ とが判明した。

同一の業務を行っているが、確認したところ、手数料につけては、1件当たり35

健康福祉部		の自己点検を徹底し、再発防止に努める。	
機関名	監査結果	講じた措置	
中央子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、修繕料67,800円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して乗車持の安全確認や走行時の安全運転についての意識を徹底し、再発防止に努めるよう指導を行った。	また、全職員に対し安全運転の注意喚起を行ったほか、定期的に交通安全推進員から交通安全・交通事故防止に関する研修を実施するとともに、當時公用車運転台帳保管場所に交通安全啓発文書を掲示し周知・徹底を行い、交通事故の再発防止を図った。今後とも継続的に注意喚起し、職員の交通事故防止を徹底する。
教育委員会	監査結果 岐阜高等学校 高等学校入学考試科による収入証紙の取扱事務において、全ての収入証紙に消印が行わっていなかったので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 指摘事項については、事後ながら貼付用紙の額及び無効証紙がないことを再確認のうえ消印を行い、再使用等の不正防止を図った。	全ての事務職員に岐阜県証紙条例施行規則の周知徹底を図り、今後は、願書の最終受付日に担当者が全ての収入証紙に確定に消印を行っているか確認の事務職員が確認を行うこととし、適正な手務処理を徹底した。
公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の異損事故について、修繕料179,712円が支払われていたので、職員の異損事故防止について一層の徹底を図られたい。	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の異損事故について、修繕料179,712円が支払われていたので、職員の異損事故防止について一層の徹底を図られたい。	平成28年9月8日に報告書を作成し、知事及び会計管理者に提出した。また、職員会議において全職員に、パソコンなど物品の異損事故防止について一層の注意喚起を行い、岐阜県会計規則及び財政要綱の周知徹底を行った。	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の異損事故について、修繕料27,000円が支払われていたので、職員の異損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜農林高等学校	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として919,009円の費用負担が発生し、また、修繕料596,874円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、安全運転及び交通事故防止に努めるよう強く指導した。 今回の交通事故を教訓に、全職員に対して、朝会、職員会議、農場会議等の機会を通じて、改めて安全運転や健康管理について注意喚起し、交通事故防止の徹底を図った。また、当校で独自に作成した運転椅子シートにより、運転者の健康状態等	当該職員に対して乗車持の安全確認や走行時の安全運転についての意識を徹底し、再発防止に努めるよう指導を行った。

危機管理部		(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置	
機関名	監査結果	講じた措置	
消防課	電気工事士免状交付手数料(第一種、第二種、再交付及び新規)に係る収入証紙消印報告において、実際の消印高とは異なる金額を会計管理者に報告していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	電気工事士免状交付手数料フローを作成し、收受から交付までの事務フローを作成し、処理手順を周知徹底した。	消印高報告の作成にあたっては、必ず現物を確認するとともに係内担当間での相互チェックを行うこととした。 「文書件名簿(新規)」と「消印高記録」を統合した「免状交付・消印高管理簿」を作成し一元的に管理することとした。
環境生活部	監査結果 機関名 環境生活政策課	講じた措置 物品の管理事務において、プリンタ1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。	もちろん、新規登記以外の当該管理の倉庫及び会議室内の物品についても、その位置を移動する、あるいは廃棄を行いたい場合には、必ず管理調整係へ連絡することを職員に周知徹底した。職易研修の際にも、物品の慎重な使用及び管理について注意喚起を行っており、今後も継続していく。
機関名	監査結果	講じた措置	事故発生後、パソコンを損傷させた職員に対し、日頃の物品の取扱いに対する認識を改め、二度とこのような事故を起こさとのないよう注意及び指導を行った。課内職員にもメールで事故発生状況の周知と注意喚起を行った。また、職易研修の機会を捉え、物品の慎重な使用及び管理について注意喚起を行っており、今後も継続していく。
健康福祉部	監査結果 機関名 食肉衛生検査所	講じた措置 特定個人情報に係る管理事務において、次々の不適正な取扱が認められたので、今後は適正に処理されたい。	監査後直ちに必要な事務処理を確認し、特定個人情報の取得に伴う取扱記録・承認・処理結果の確認による「特定個人情報取扱記録簿」の整備を実施した。 「特定個人情報取扱記録簿」整備の失念がないよう、関係ファイル中での総じ込み位置を最終頁から1頁目に変更した。また、個人番号を取り扱う事務の実施時期を予定の記載欄があつたほか、所属長の承認

2 特定個人情報の取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者の確認を得なければならぬが、それらがなされていなかつた。	を得ていなかつた。 特定個人情報の取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者の確認を得なければならぬが、それらがなされていなかつた。
---	--

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜県事務所	岐阜県津流の国さふる推進補助金の交付申請において、申請内容に係る調査が十分に行われなかつたことなどにより、交付決定以前に完了した事業について補助対象事業としていたので、今後は事務処理の迅速化を図るなど適正に処理されたい。	指導事項について再確認し、個人情報管理者である所長の承認及び確認を得なければならないが、所長以外の者が承認をしていなかった。

機関名	監査結果	講じた措置
教育総務課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の事故について、修繕料60,480円が支払われていたので、職員の異損事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生後速やかに全職員に対し、パソコンなどの物品の事故防止についての注意喚起を行つた。 今後は、定期的に物品の取扱いについて注意喚起を行い、事故の再発防止に努める。
教育財務課	財産の管理事務において、岐阜県選出議員賞金交付金の返還免除した額を「財産記録簿」に記載していなかったことにより、会計管理者に提出する「財産に関する調書」の決算年度末残高に誤りがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	会計管理者へ報告済みの「財産に関する調書」については、直ちに報告の訂正を行つた。 財産記録簿は事業の発生の都度記載するものであるが、返還免除条件について記載を失念していた。このため、事業登録に係る書類（調査決議書、支出申請書及び返還免除による決議書）の決算時に財産記録簿を添付することで記載漏れがない、よう徹底を図る。
岐阜高等学校	電気需給契約に係る支出事務において、履行を確認するための検査をしたことが確認できなかつたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、岐阜県会計規則及び同取扱要領を会計職員で再確認し、検査漏れがないよう徹底した。 今後は、会計事務の手続について過誤がないよう、出納員や会計職員の複数によるチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努める。

岐阜農林高等学 校	特定個人情報の収納事務において、未納者の全てに対して、督促状を発行していくなかつたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」を学長及び事務職員で再確認した。 今後は、特定個人情報取扱記録簿の承認欄と確認欄に学長及び担当者名を記入し、要綱に沿つて適正に個人情報を管理する。
大垣南高等学校	特定個人情報に係る管理事務において、	指導事項について、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」を学長及び事務職員で再確認した。 今後は、特定個人情報取扱記録簿の承認欄と確認欄に学長及び担当者名を記入し、要綱に沿つて適正に個人情報を管理する。
	平成28年6月10日に、「特定個人情報管理	

<p>「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱っていき、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>郡上七高等学校</p> <p>毒物及び劇物の管理事務において、保管場所に「医薬用外」の文字及び毒物についてでは、「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかったので、速やかに措置することも、今後は適正に処理されたい。</p> <p>海岬特別支援学校</p> <p>特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を整備した。あわせて、全職員に特定個人情報に係る管理事務について、周知徹底した。今後は、特定個人情報取扱事務の発生の度に、その取扱い状況を確認し、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に沿った適正な管理を徹底する。</p> <p>平成28年6月3日より保管場所に必要な表示を行った。また、毒物及び劇物を取り扱う関係職員で、毒物及び劇物取扱法及び同法規等について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、複数の職員で定期的に保管場所の表示や管理状況を確認し、適正な管理を行うこととした。</p> <p>指導事項については、「特定個人情報取扱記録簿」に記載するとともに、全職員に特定個人情報に係る管理事務について周知徹底した。</p> <p>今後は、特定個人情報の取扱いにおいて事前承認及び事後確認を徹底することとし、特定個人情報管理者は定期的に「特定個人情報取扱記録簿」を点検し、処理状況を確認する。</p>
---	---

岐阜県監査委員会第十九回
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第四十九条第一項前段の規定による
岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基いて措置を講じた旨の通知があつた
ので、回復後段の規定による事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十月一十八日

岐阜県監査委員 水 小 原 本 杉 野 良 敏 審 尚 寶 子
岐阜県監査委員 山 本 藤 伸 良 敏 審 尚 寶 子
岐阜県監査委員 杉 伸 良 敏 審 尚 寶 子
岐阜県監査委員 山 本 藤 伸 良 敏 審 尚 寶 子

1 平成 27 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人平田学園	<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1　補助金等経費についている人件費のうち、管理職手当の支給に係る算出根拠が給与規程において明確になつていなかつた。</p> <p>2　教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となつてた。</p>	<p>指導事項について、当該法規事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>人件費等についている人件費のうち、管理職手当の支給に係る算出根拠が給与規程において明確になつていなかつた。</p> <p>理職手当についている年度補助金の対象経費からはずして除外した。また、平成28年3月の理事会及び評議員会に給与規程の改正を諮り、園長の管理職手当の算出根拠について規定した。</p> <p>管理職手当の算出根拠について規定した。</p>

※平成28年9月26日に知事から通知があったもの
(注)監査結果の区分については次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項：是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

所管機関	指摘事項	計	3	2	0	1
	補助金等交付団体	2		1	0	
	指定管理者	1	1	—	0	
	計	3	2	0	1	
	出資・出捐団体	2	1	0	1	
	補助金等交付団体	6	3	1	2	
	指定管理者	3	3	—	0	
	計	11	7	1	3	
検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	
	補助金等交付団体	0	—	—	—	
	指定管理者	0	—	—	—	
	計	0	—	—	—	
合計	計	34	24	2	8	

(2) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人平田学園	学校法人平田学園に対する 助金において次の不適正な事 項が認められ、実績報告書の 審査及び確認が十分行わされて いなかったので、今後は適正 に処理されたい。	給与規程における手当の算 出根拠の不記載については、 法人に速やかに規程の改正を 検討するよう伝え、またその 改善結果を文書で提出するよ う指導した。 その結果、平成28年3月の 理事会及び評議員会にて当該 規程の改正が盛られ、管理職 手当の算出根拠が明確に記載 されたことを確認した。 また、私学振興・青少年課 で実施する学校法人会計指導 検査において、諸手当の支給 に係る算出根拠が明らかにな っているか確認することとし ているため、今後もこの取組 を徹底する。 経費の計上誤りについて は、法人に対し、補助金ヒア リンクの際に補助対象経費の

に改善状況を確認すること
もに、法人に対する指導の
徹底を図られたい。

考え方による説明を行った
上、事務処理体制の改善及び
改善結果の文書での提出を指
導した。

また、平成 27 年度補助金に
ついては、同様の誤りがない
か平成 28 年 2 月及び 4 月に
十分なピアリングと預算資料
の確認を行い、適切に補助対
象経費が計上されていること
を確認した。

平成 25 年度会計指導検査
指摘事項のうち、補助金に係
る出納その他の事務について
未改善事項があった件につい
ては、法人に対し改善方法を
伝えるとともに、改善状況が
確認できる書類として決算
書、諸規程等を提出するよう
指導し、その結果すべて改善
されていることを確認した。

今後は、会計指導検査後に

私学振興・青少年課に提出さ

れる改善状況報告書とともに

改善を証する書類を添付

させ、再発防止を徹底する。

平成二十八年十月二十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社